

筆界特定の申請が取り下げられた旨の公告

下記の筆界特定の手続に係る申請は取り下げられたので、不動産登記規則第245条第4項の規定により、公告する。

令和8年7月15日 京都地方法務局 筆界特定登記官
記

筆界特定手続の表示

手続番号	令和7年第139号
対象土地	京都市山科区勸修寺東栗栖野町35番1 京都市山科区勸修寺東栗栖野町35番8
手続番号	令和8年第17号
対象土地	京都市山科区勸修寺東栗栖野町35番7 京都市山科区勸修寺東栗栖野町29番2